

建設工事標準請負契約約款の改正

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

種類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

災害復旧工事中における損害発生時の 受注者負担軽減について

【公共工事標準請負契約約款】

公共約款における不可抗力による損害発生時の費用負担の考え方

※不可抗力...天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの

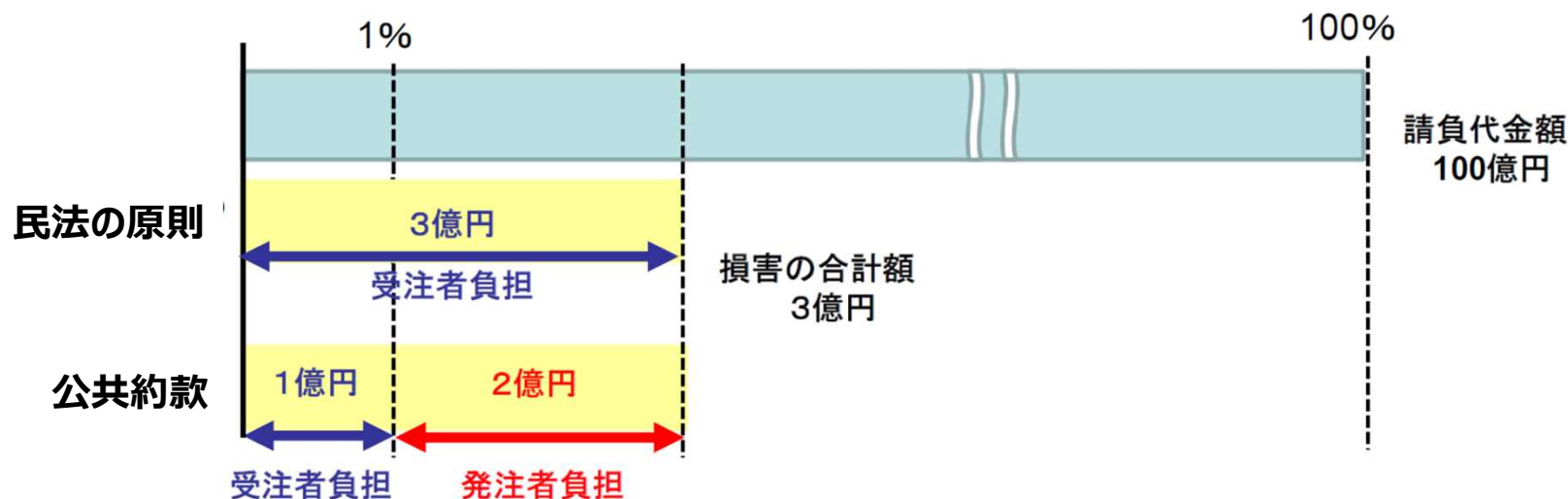
○民法の原則

- ✓ 本来、請負は仕事の完成を目的とする双務契約。
- ✓ **不可抗力**(発注者と受注者の双方の責めに帰することができない事由)によって損害が生じた場合、その損害は**受注者(請負人)が負担**(民法第536条第1項)

○民法(明治29年法律第89号)(抄)
 (債務者の危険負担等)
 第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
 2 (略)

○公共工事標準請負契約約款(民法の考え方を転換)

- ✓ 建設工事における不可抗力による損害を民法の原則どおり受注者負担とした場合、**リスク分が請負代金額に組み込まれ、結果として契約金額の増嵩を招き、発注者も重い負担を負いかねない等の問題が発生**
- ✓ このため公共工事標準請負約款においては、不可抗力による損害の負担をすべて受注者に帰すのではなく、**発注者における負担**を明確化
 ⇒損害合計額のうち**請負代金額の1/100を超える部分**については、**発注者が負担**(約款第30条第4項。昭和56年～)



現状

- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、不可抗力により損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担（＝受注者は請負代金額の1/100を負担）する旨規定（第30条）されており、2次災害等のリスクの高い応急・災害復旧工事中に被災し損害が発生した場合も例外ではない。

課題認識

受注者側から見た課題

- 被災地域で行われる応急・災害復旧工事は、2次災害に晒されるリスク等**工事自体に一定のリスク**が存在するが、緊急性が高く、リスクが高い状況においても施工することが求められる場合がある。
 - また、応急・災害復旧工事においては、24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから、**そもそも受注者負担が大きくなっている**。
- ⇒ このような状況において、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、「**地域の守り手**」としての**建設業の存続にも支障**をきたす可能性。

発注者側から見た課題

- 災害復旧工事には施工確保上の課題があり、**受注しやすい環境を整えることが必要**。
- 公共工物品確法の基本理念を踏まえた発注者の責務としても、**建設業の持続可能性の確保、円滑な災害復旧のための体制構築**が必要不可欠。

災害が頻発化・激甚化する近年において、災害復旧を円滑に進めるためには、**受注者負担の軽減**により、**災害復旧工事を受注しやすい環境を整えることが必要不可欠**。

改正の方向性

- 公共約款第30条を改正し、「災害復旧工事」中における不可抗力による損害発生について、**1/100の受注者負担を求めないこと**としてはどうか。

- 公共約款第30条においては、不可抗力による損害（受注者の善管注意義務違反に基づくもの・保険によりてん補されるものを除く。）のうち、請負代金額の1%を受注者が負担。
- 「災害復旧工事」中における2次災害については、善管注意義務を果たすことを前提に、受注者負担を求めないこととしてはどうか。

○公共工事標準請負契約約款（抄）

※赤字が改正・追加部分

（不可抗力による損害）

第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。
一～三 （略）

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

◎「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容（対象工事として以下を想定）

1. 災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
2. 発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）

保険証券・保証証書の電子化について

【公共工事標準請負契約約款】

現状

- 公共約款において、受注者が、契約保証として履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結したときは、保険証券・保証証書を発注者に「寄託」することとされている。
- 「寄託」は民法上の概念であり、「有体物」（この場合、書面）を対象にしている。実際に、受注者は保証証書（紙）を発注者に提出している。

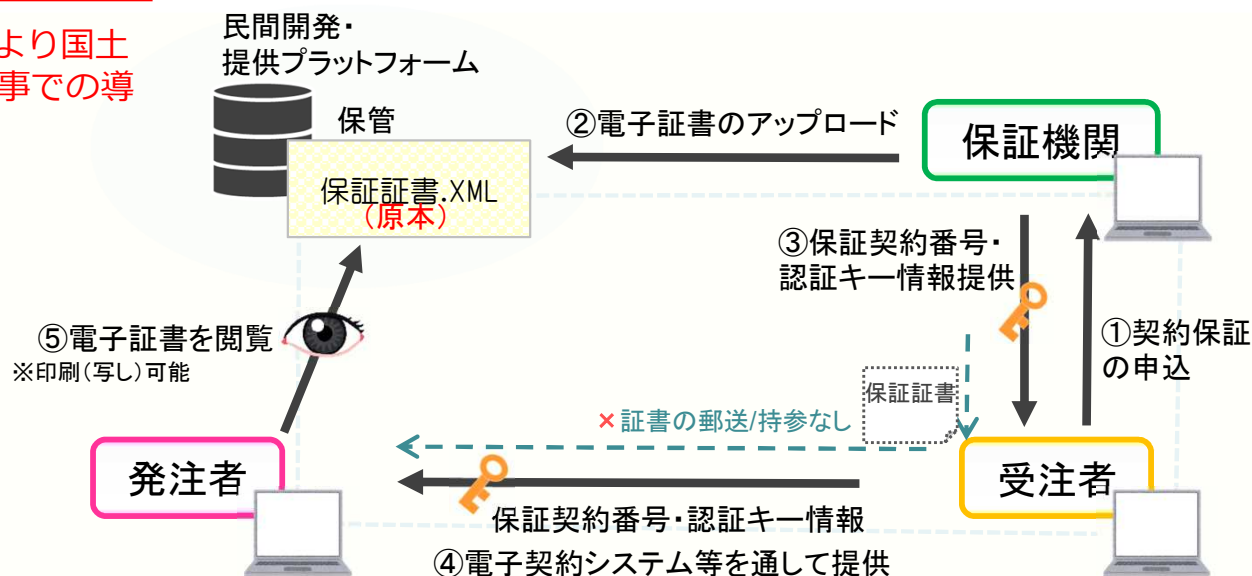


改正の方向性

- 公共約款を改正し、**一定の電磁的措置を講じた場合**（例えば、以下のスキーム）も「寄託」したものとみなすこととしてはどうか。
- 保証証書等の電子化により、受注者から発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなるとともに、保証機関は紙の保証証書等を発行する必要がなくなるなど、手続きの効率化に寄与する。

電子化スキーム（案）

※令和4年5月より国土交通省直轄工事での導入を予定。



- 電磁的方法による「寄託」の具体的方法は、保証契約の相手方たる保証事業会社・損害保険会社が構築する。
- 電子契約（建設業法第19条）等においては、その方法（メール、ダウンロード等）について予め相手方の承諾を得ることとなり、電磁的方法による「寄託」についても、「発注者が認めた措置」に限り採用可能としてはどうか。

○公共工事標準請負契約約款（抄）

※赤字が改正・追加部分

（契約の保証）

第四条（A） 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3～6 （略）

（前金払及び中間前金払） ※第三十五条（B）も同様

第三十五条（A） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

4～9 （略）

（保証契約の変更）

第三十六条 受注者は、前条第〇項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 （略）

建設発生土の搬出先等の明確化について

【公共工事標準請負契約約款／
民間建設工事標準請負契約約款(甲)】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

- 盛土の総点検において、**点検が必要な盛土は約3.6万箇所**
(11月末暫定集計)



R3.7 静岡県熱海市

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
死者1名、軽傷者1名、
県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、**地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。**

指定利用等の徹底による搬出先の明確化等

- 建設発生土について、**全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施**を要請 ※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、**契約締結時における適切な処理費用負担**や、予期せぬ費用増が生じた場合には**追加負担について受注者と適切に協議**することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者**については、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

契約約款における対応を検討

- 公共工事における指定利用等の原則実施を要請すること等を踏まえ、発注者が建設発生土の搬出先を指定した場合に、当該建設発生土の「**搬出先**」を記載した書類を契約書に添付することを求めるなど、**公共約款及び民間約款（甲）**において必要な対応を検討。